建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項又は建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法（以下「改正前の建築士法」という。）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成25年９月４日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　村田　吉生　一級建築士　第216635号

３　処分の内容　平成26年１月１日から業務停止４月

４　処分の原因となった事実　東京都内又は埼玉県内の建築物（41物件（建築確認：東京都内の11物件は、平成12年11月、平成13年６月（７物件）、同年10月、平成14年５月、平成22年５月、埼玉県内の30物件は、平成13年６月、同年10月、同年12月（２物件）、平成14年４月（７物件）、同年５月、同年６月（２物件）、同年８月、同年９月、平成15年２月、同年６月、同年７月（２物件）、同年８月、同年10月（２物件）、平成16年１月、平成18年６月、同年７月、同年12月、平成21年９月、同年10月、平成22年１月）について、有限会社ワイアンドエム一級建築士事務所（埼玉県知事登録⑴第6189号）の開設者として、建築士事務所の登録期間が平成12年７月30日に満了したにもかかわらず、建築士法第23条第３項又は改正前の建築士法第23条第３項の規定に違反して、更新の登録を受けず他人の求めに応じ報酬を得て設計、工事監理の業務を業として行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成25年９月４日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　安田　孝博　一級建築士　第190075号

３　処分の内容　平成26年１月１日から業務停止４月

４　処分の原因となった事実　石川県内の建築物又は工作物（10物件）について、株式会社エーディック一級建築士事務所（石川県知事登録第13146号）の開設者として、建築士事務所の登録期間が平成23年５月１日に満了したにもかかわらず、建築士法第23条第３項の規定に違反し、更新の登録を受けず、他人の求めに応じ報酬を得て、上記10物件のうち３物件の建築物又は工作物（建築確認：平成23年６月、同年９月、同年12月）について設計を、上記10物件のうち４物件の建築物（建築確認：平成23年５月、同年７月、同年９月、同年12月）について工事監理を、並びに上記10物件のうち５物件の建築物又は工作物（建築確認：平成23年５月、同年６月、同年７月、同年９月、同年12月）について建築確認申請の代理を業として行った。

また、建築士事務所の開設者として、建築士法第23条の６の規定に違反して、設計等の業務に関する報告書を石川県知事に提出しなかった。

また、建築士事務所の開設者として、上記10物件のうち７物件の建築物（建築確認：平成21年４月、同年７月、同年９月、平成22年10月、平成23年３月、同年５月、同年７月）について、建築士法第24条の７第１項の規定に違反して契約内容及び履行に関する事項を記載した書面の建築主に対する交付及び説明を行わなかった。

さらに、建築士事務所の開設者として、上記10物件のうち７物件の建築物（建築確認：平成21年４月、同年７月、同年９月、平成22年10月、平成23年３月、同年５月、同年７月）について、建築士法第24条の８第１項の規定に違反して業務委託等に関する事項を記載した書面の設計又は工事監理業務委託者に対する交付を行わなかった。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成25年９月４日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　松井　保之　一級建築士　第283928号

３　処分の内容　平成26年１月１日から業務停止４月

４　処分の原因となった事実　大阪府内の建築物（２物件）について、ビーファースト株式会社（大阪府知事登録（イ）第22499号）の業務に関し、設計者として、上記２物件のうち１物件（建築確認：平成20年10月）について、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）（以下「施行令」という。）第46条第４項の規定に適合しない設計（１階Ｙ２通りからＹ５通りまでの軸組は同項表１に掲げる軸組ではないことから、同軸組は構造耐力上必要な軸組の計算に算入出来ないことにより、構造耐力上安全ではない設計）であるにもかかわらず、同条第２項の規定に違反する設計（梁及び土台に使用している製材の含水率が同項第１号イの規定による昭和62年11月10日建設省告示第1898号第５号の規定に適合していない設計）を行い、また上記２物件のうち別の１物件（建築確認：平成20年10月）について、施行令第46条第４項の規定に適合しない設計（１階Ｙ２通りからＹ５通りまでの軸組は同項表１に掲げる軸組ではないことから、同軸組は構造耐力上必要な軸組の計算に算入出来ないことにより、構造耐力上安全ではない設計）であるにもかかわらず、同条第２項の規定に違反する設計（梁及び土台に使用している製材の含水率が同項第１号イの規定による昭和62年11月10日建設省告示第1898号第５号の規定に適合していない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成25年９月４日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　西尾　篤　一級建築士　第222797号

３　処分の内容　平成26年１月１日から業務停止４月

４　処分の原因となった事実　兵庫県内の建築物（２物件）について、大東建託株式会社神戸支店一級建築士事務所（兵庫県知事登録（一級）第101719号）の業務に関し、設計者として、上記２物件のうち１物件（建築確認：平成24年１月）について、建築基準法（昭和25年法律第201号）（以下「法」という。）第44条第１項の規定に違反する設計（本件建築物の敷地は法第42条第２項の規定により指定された道路に接するが、同道路の中心線から水平距離２m以内の道路内に本件建築物の塀を建築する設計）を行うとともに、上記２物件のうち別の１物件（建築確認：平成24年３月）について、法第58条の規定に違反する設計（神戸市都市計画第４種高度地区内にある本件建築物の高さは、建築物の各部分から隣地境界線までの真北方向の水平距離が８m未満の範囲にあっては、当該水平距離に1.0を乗じて得たものに７mを加えたもの以下でなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　処分をした年月日　平成25年９月４日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　有江　正知　一級建築士　第156794号

３　処分の内容　平成26年１月１日から業務停止４月

４　処分の原因となった事実　熊本県内の建築物（２物件（建築確認：平成23年１月））について、大和設計株式会社一級建築士事務所（熊本県知事登録第385号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第47条第１項の規定に違反する設計（本件建築物（平家）では、厚さ３㎝以上幅９㎝以上の木材